

令和6年度幸田町第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、幸田町内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林である。町内の森林の内訳を表1に示す。

かつて里山地域における農林業及び狩猟が盛んな時代には、里山地域が人の生活圏とイノシシの行動圏との境界域となり、人とイノシシの棲み分けが成り立っていた。しかし近年、里山の利活用の機会が減少するにつれ、イノシシはその分布域を里山へと拡大してきた。

里山周辺には森林以外にも農地、耕作放棄地、竹林等イノシシにとって栄養価の高い食物（農作物、ミミズ、タケノコ等）が豊富に存在する。里山はイノシシにとって好適な生息環境となりつつある中、本町においても里山に恵まれ、耕作放棄地の発生や竹林の拡大が見られる状況であり、今後里山での個体数の増加、更には里山に隣接した平地の農地や市街地への出没が懸念される。

表1 2021年度樹種別・林種別面積 (単位:ha)

町 面積	森林 総数	立木地						竹林		無立木地			
		針葉樹		広葉樹		(再掲)							
		人工林	天然林										
5,672	2,420	885	36.6%	1,396	57.7%	711	29.4%	1,571	64.9%	88	3.6%	48	2.0%

（出典 愛知県農林基盤局林務部林務課）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。幸田町では、町内においても岡崎市及び蒲郡市の生息地と隣接する北東

部から西尾市に隣接する南西部にかけての山間地に及んでおり、今後さらに分布域が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が拡大する恐れがある。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は約12,600頭（中央値）である。ただし、この数値はH30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、令和3年度の生息密度分布図によると、東側に集中している。また、近年では南側にも生息が確認されており、獣友会と連携を図って対策に努めていく。

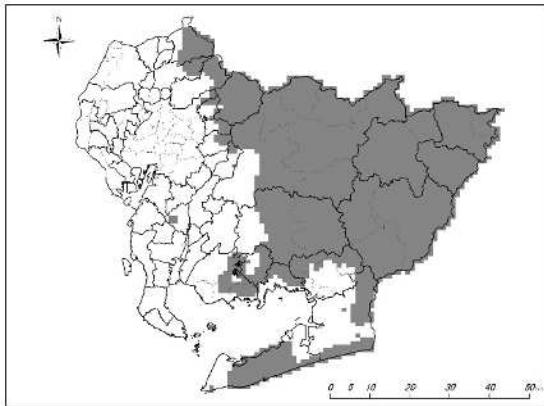


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

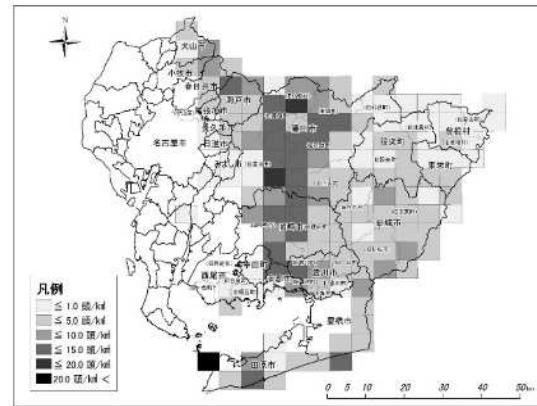


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R3 年度)

(3) 被害の状況

幸田町における過去3年分の農作物被害の状況を表2に示す。

表2 幸田町における被害の状況

	R2 年度			R3 年度			R4 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
幸田町	4.4	29	5,345	0.8	5	1,298	0.9	5	1,065
計	4.4	29	5,345	0.8	5	1,298	0.9	5	1,065

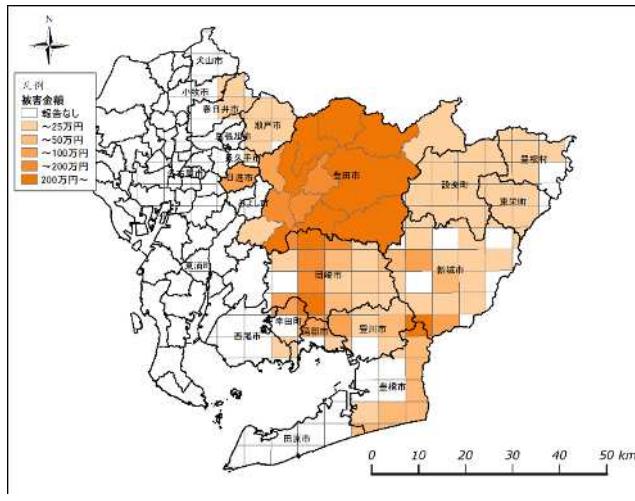


図3 愛知県における農業被害額 (R2 年度)

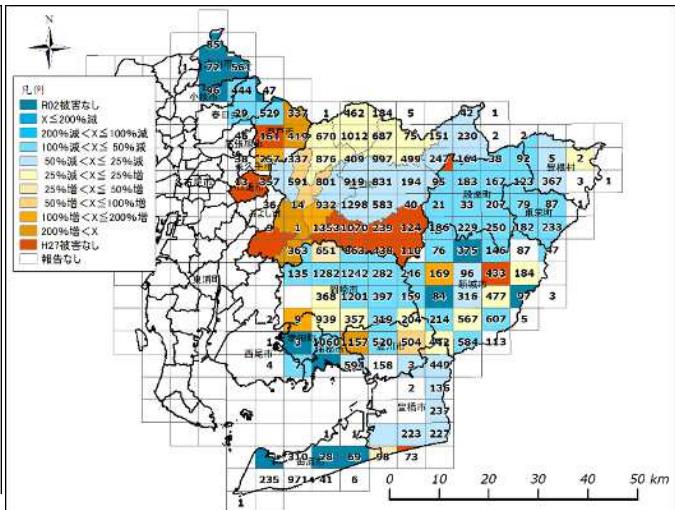


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H27→R2 年度)

幸田町では令和2年に野生イノシシから豚熱陽性が2件確認されたが、それ以降陽性は確認されていない。

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

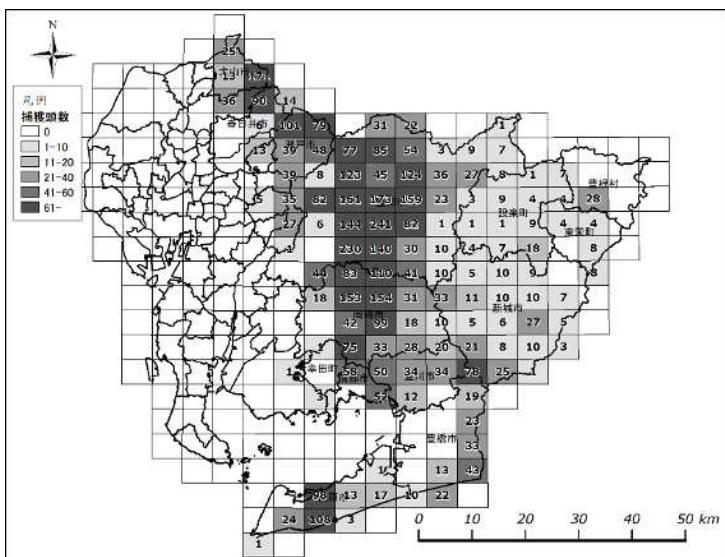


図5 愛知県における捕獲分布図（R3年度）

幸田町の捕獲実績は表3のとおりである。令和2、3年はイノシシへの豚熱感染拡大の影響で捕獲頭数が減少している。最近では、徐々に捕獲頭数も増加してきている。町南西側でも目撃、被害の報告があった。獣友会と連携し、檻の設置を行って対策をしていく。

表3 幸田町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
幸田町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	-	-	-	-	-	-	-
		罠	97	79	73	26	16	48	55
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	95	76	66	16	11	24	28
		幼	2	3	7	7	5	24	27

イ 被害防除に係る対策

町では、被害防除対策として獣害対策事業を実施しており、農作物被害を防ぐための防護柵、電気柵に対しては資材費の半分を補助している。

ウ 生息環境管理に係る対策

農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、

人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

(1) 森林環境の改善

適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図ることで、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

(2) 誘因物の除去

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

5 評価

本町では、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の防護柵の設置に対して平成 22 年度より町補助制度を開始しており、山麓の農地を中心に設置が進み、被害防止の効果を挙げている。また、平成 27~29 年度で国事業に取り組み、幸田町鳥獣害対策協議会による大規模な防護柵の設置を実施した。現在は、当協議会により防護柵の維持管理及び追加設置を実施しており、今後も継続していく。

表4 幸田町における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
	銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵	その他(内容)
幸田町	減少	-	◎	-	◎	○

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他(内容)
幸田町	-	-	-

※ 評価は「◎=非常に効果がある」「○=効果がある」「△=あまり効果がない」「×=効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「-」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

幸田町は、「管理エリア」に該当する。当該エリアでは、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。

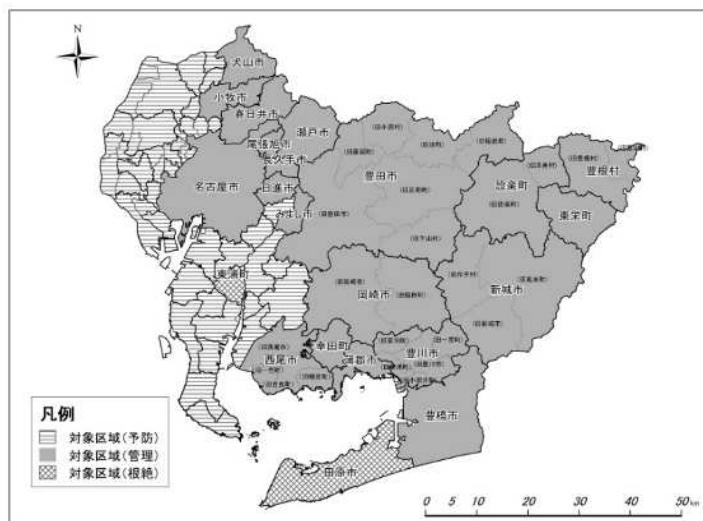


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

幸田町は、管理エリアに該当するため、生息数の減少、農業被害の未然防止又は減少を目標とし、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。管内に分布の最前線地域を含む場合は、当該地域での情報収集、捕獲等の対策を、重点的に実施するものとする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を隨時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を

行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、幸田町でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

捕獲方法については、比較的山が浅く山菜採り、散策等で人の出入りの頻度が高い状況から銃の使用が危険であること、及び令和 5 年度までの捕獲実績を考慮して、捕獲檻の使用を主とした捕獲を推進する。

令和 6 年度の目標を表 2 に示す

表 5 幸田町における令和 6 年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
幸田町	-	130	130

(3) 計画を達成するために実施する対策

狩猟者の減少、高齢化等が進んでいることから、本町では平成 27 年度より狩猟免許取得支援事業を開始し、狩猟免許取得に係る経費を補助することで、新たな捕獲の担い手の増加を図る。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせて捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

イノシシの捕獲に加え、引き続き進入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の資材費補助による設置を進めていく。また獣友会の捕獲従事者が箱わなの見回りを行い、体制をしっかりと整える。

表 6 幸田町における令和 6 年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
幸田町	-	計画中	計画中	

(2) 計画を達成するために実施する対策

獣害対策事業により資材費の補助ができるなどを周知し、活用していただく。

また獣友会とも情報連携し、対策を図っていく。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

表7 幸田町における令和6年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
幸田町	-	-	-

(2) 計画を達成するために実施する対策

適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図ることで、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

また農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

10 他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

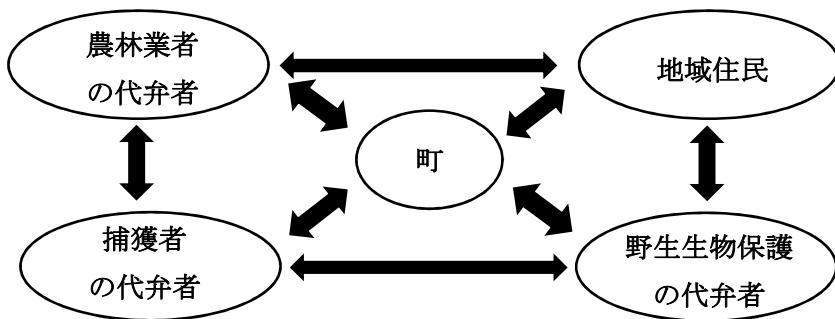
また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、

捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。



(2) 市街地出没への対応

生息環境管理等により市街地出没を防止するとともに、市街地出没が発生した際は、住民からの目撃、出没情報の収集、住民への注意喚起を町や地元警察と連携して行う。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放棄で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「C S F・A S F 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効

に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということ、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。